

「マイナ保険証」の利用により



限度額適用認定証等の提示が**不要**です！

限度額適用認定証等って何？

窓口でのお支払（自己負担額）が高額になる場合に、所得に応じた限度額までのお支払いにするために医療機関・薬局に提示する認定証のことです。

※「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」を指します。

マイナ保険証とは？

健康保険証利用登録をしたマイナンバーカードがマイナ保険証です。
医療機関・薬局のカードリーダー、マイナポータル、セブン銀行ATMから
利用登録が可能です。



マイナンバーカードの保険証利用登録方法は[こちら](#)→

マイナ受付とは？

オンライン資格確認等システムを導入している医療機関等において、マイナ保険証により
保険資格の確認等を行うしくみです。なお、マイナ保険証がなくとも、資格確認書等によ
りオンライン資格確認を受けることは可能です。

どんなメリットがあるの？

オンラインによる資格確認等が可能な医療機関等では、限度額適用認定証等がなくても、
マイナ保険証、資格確認書または有効な保険証の提示で、限度額を超える支払いが免除さ
れますので、区役所での事前手続きが必要ありません。また、情報提供に同意すれば、過
去のデータを確認することができるため、より良い医療が受けられます。

どの医療機関が対応しているの？

対応医療機関は厚生労働省の
ホームページで公表されて
います。（エクセル、PDF形式）



対応医療機関には「マイナ受付」
のステッカーが掲示されています。



◆ご利用にあたっての注意事項◆

- ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限にご注意ください。
- ・オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関等では利用できません（順次
利用範囲を拡大）
- ・直近12カ月の入院日数が90日を超える市民税非課税世帯の方が、入院時の食事療養費等
の減額をさらに受ける場合は、別途申請手続きが必要です。
- ・国民健康保険料に滞納がある場合は医療機関等で認定区分が確認できません（区役所に
ご相談ください）